令和4年度

相楽郡広域事務組合歳入歳出決算審査意見書

相楽広域行政組合監査委員

令和4年度 決算審査意見書

令和4年度相楽郡広域事務組合一般会計及び相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計の歳入歳出決算書及び証ひょう書類、その他政令で定める書類を審査した結果、下記のとおり意見を付する。

令和5年10月30日

相楽広域行政組合 監査委員 仲北 悦雄



監査委員 西 昭夫

第1 審査の概要

- 1 審査の対象
- (1) 令和4年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算書
- (2) 令和4年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算書
- 2 審査の期日

会和5年10月18日(水)午後1時25分から午後3時30分

3 審査の手続

この決算審査にあたっては、相楽広域行政組合代表理事から提出された各会計 歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に 関する調書について、計数に誤りはないか、財政運営は健全か、財産管理は適正 か、さらに予算の執行については関係法令に従って効率的になされているかなど に主眼をおき、毎月実施している例月出納検査を参考とし、関係諸帳簿及び証ひ ょう書類との照合、その他必要とされる書類等の提出を求め、関係職員から説明 を受けるなどして実施した。

第2 審査の結果

審査に付された一般会計及び相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入 歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する 調書は関係法令に基づき作成されており、決算計数は関係帳簿及び証ひょう書類と 照合した結果、全て適正に処理されていることが認められた。

1 決算規模

令和4年度一般会計及び相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計の決算規模は、次のとおりである。

(単位:円)

	区	分		一般会計	特別会計	合 計
1 予	算	現	額	257, 098, 000	751, 459, 000	1, 008, 557, 000
2 歳	入	総	額	255, 947, 035	754, 587, 457	1, 010, 534, 492
3 歳	出	総	額	250, 498, 290	733, 328, 280	983, 826, 570
4 歳	入歳出	上差引	額	5, 448, 745	21, 259, 177	26, 707, 922
5 翌越	(1)継統	売費逓	次繰越額	0	0	0
年す度べ	(2)繰走		費繰越額	0	0	0
へき	(3)事責	女繰越	し繰越額	0	0	0
繰財 り源		計		0	0	0
6 実	質収	支	額	5, 448, 745	21, 259, 177	26, 707, 922

2 基金の運用状況

基金として保有する相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金の運用状況は、次のとおりである。

(単位:円)

区 分 前年度末現在高		高 決算年度中増減高		決算年度末現在高			
金額	704, 563, 0	000			0		
運用	先	年利率 期間			金額		
(元 本 分) 京都や 協同組	0.	025%	R4. 3. 29~R5.	3. 24	70, 000, 000		
(運用余剰分)㈱京都	銀行 木津支店	0.	002%	R4. 3. 30~R5.	3. 24	4, 563, 000	

3 審査意見

まず、予算総額から見た歳出の執行率は、一般会計で97.4%、相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計で97.6%、全体としては97.5%であり、適正に執行されているとともに、財政運営は総体的に見て健全であり、適切であることが認められる。

本組合においては、国庫支出金や府支出金等を除き、基本的に、組合を組織す

る市町村の分担金でもって運営されていることから、その運営にあたっては、引き続き、構成市町村との連携のもと適切な事業運営に努められたい。また、構成市町村の財政状況が一段と厳しさを増す中、最小の経費で最大の効果を上げるために、前例踏襲に陥ることなく、社会経済情勢の変化を的確に把握し事務事業の優先度、緊急度等を改めて精査するとともに、限られた財源の有効活用及び財政負担等を考慮しながら、将来を展望した財政運営を進めることで、引き続き地域住民の生活福祉の増進に寄与されることを望むものである。

なお、市町村分担金の負担割合については、過去から様々な議論がなされ決定されているものの、市町村の規模や受益の観点からも適宜議論をしていくことも検討されたい。

また、一般・特別両会計科目別決算額の対前年度比較は、別表1から別表4のとおりである。

(1) 一般会計

一般会計では、し尿処理業務が本組合の業務の大勢を占めており、その直接 経費である衛生費のうち清掃費が一般会計の80.0%と非常に高い割合となっている。

しかも、以前から指摘しているとおり人件費などを除けば、し尿処理業務が本組合のすべてに近いと言っても過言ではなく、本組合はもとより各市町村の財政面に大きな影響を及ぼすものであることから、本業務の円滑かつ適正な運営が強く求められる。

その中で、し尿処理施設としての大谷処理場(現:そうらく衛生センター)の運転維持管理業務については、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」(いわゆる「合特法」。)の趣旨を踏まえた代替業務として、し尿収集運搬業者等で組織する「京都南部環境事業協同組合」に委託されている。

この委託契約も令和4年度で丸18年となったが、基幹的設備改良工事を終え、施設整備に係る各種工事、修繕等の施工については、必要最小限の範囲で計画的に実施され、合理的な設備機器の管理が行われており、安定的な運転管理が行われている。

また、そうらく衛生センターへの収集運搬業務についても、日常業務として円滑に処理されているが、令和4年度の搬入量は、し尿が4,606 ℓ で前年度に比べ134k ℓ 0、2.8%の減少、浄化槽汚泥が8,241k ℓ 0で前年度に比べ311k ℓ 0、3.6%の減少と、総量では12,847k ℓ 0で前年度に比べ445 ℓ 0、3.3%の減少となっている。

このように、下水道での水洗化率の向上などの要因により、し尿、浄化槽汚泥ともに減少となった。

そうらく衛生センターの運転維持管理業務については、運転経費の効率化と 施設管理体制の適正化を目的として、令和5年度から3年間の長期包括的運営 業務として委託され、本委託額については、令和4年度に受託者からの見積額 を専門的知見のある第三者機関による見積精査業務を発注されたことによる費用対効果は評価するものの、今後は管理運営状況の適切な評価が必要である。

次に、相楽消費生活センターの運営業務については、平成22年3月の業務 開始から令和4年度で12年となり、運営も安定している。

相談業務については、商品やサービスの契約に関する苦情や相談、あるいは 通信販売等の契約トラブルなどについて、電話や来所で相談を受け、適切に助 言、あっせん等を行って解決に結びつけておられる。また、消費者教育・啓発 業務については、平成30年度から地方消費者行政強化交付金を活用し、学校 教育における消費者教育及び高齢者の見守りネットワークへの支援等に積極的 に取り組まれている。

業務の状況については、年間の相談件数が634件で前年度の625件に比べ9件、1.4%増加している中、コロナ禍であっても工夫を凝らして消費生活出前講座を積極的に実施し、消費者教育・啓発に努められている。

令和4年4月から成年年齢が引き下げられたことによる相談の増加等ついては、現在のところ見受けられないようであるが、小・中学生への消費者教育は重要であると考えられることから引き続き小・中学校への出前授業に積極的に取り組まれたい。

今後においても、消費者被害の早期解決と未然防止に向けた運営に努めながら、オンラインを活用した相談方法や講座の開催方法等の手法を検討されたい。 なお、消費者安全法が、平成28年4月1日に改正されたことを受け、消費者行政全般での新たな対応等が求められるなど各種課題があるものの、その対応については、各市町村の対応方針を踏まえ、その対応について各市町村と十分調整を進められたい。

一部事務組合は、本来、各市町村が単独で処理しなければならない業務を、 困難性や効率性などの観点から共同で行っているものであるため、各市町村で は、共同処理の業務分だけ事務負担が軽減されているものであると言える。

近年、本組合に新たな業務が加わったが、限られた職員数で市町村側が望むすべての業務への対応が難しいと考えられるため、そのあり方などについて今後の方向性を検討するよう指摘してきたところである。

そのような中、本組合の共同処理事務のうち、令和5年度末には「相楽会館の貸室業務」を廃止されるとのことであり、その対応にあたっては、各市町村と連携しつつ、圏域住民への周知徹底を図るなど丁寧な対応が必要である。

(2) 相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計

相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計では、「第3次相楽地区ふるさと 市町村圏計画」(平成30年度から令和4年度)に基づき、ふるさと市町村圏振 興事業基金の運用益を活用し、圏域の一体的な振興整備のための広域的ソフト 事業を各種実施されている。

その中で、令和4年度末をもって、ふるさと市町村事業の廃止に伴い基金出資金及び補助金を構成団体及び京都府へ返還したことにより、この元本分7億

円は、京都やましろ農業協同組合木津支店において運用し、自由金利型定期預金の期間360日、利率0.025%により受取利息が172,602円となった。

繰入金については、基金の元本分7億円を構成市町村及び京都府への返還のため、余剰分基金の4,563,000円をふるさと市町村圏事業の事業費に充当するため繰入れたことにより、前年度比で700,815,000円、18,698.4%の大幅な増加となった。

平成24年6月に開設された相楽休日応急診療所では、日曜日、祝日、年末年始における軽症の急病患者に対する適正な一次応急処置の場を提供することで、圏域住民の安心・安全な生活の推進が、関係機関との連携により運営されている。

令和4年度の利用状況は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う受診者数の増加に伴い、発熱外来を設置されたこともあり、年間の受診者数が1,758人で前年度の925人に比べ90.1%の大幅な増加となっている。

また、これまでと同様に市町村ごとの実績比と人口比が異なっていることから、受益と負担の不均衡が生じているという側面もあるが、これは診療所の立地場所が影響していると考えられる。

休日応急診療所事業については、例年収支不足分を一般会計から繰入れているが、令和4年度は受診者数の増加に伴い診療報酬収入が大幅に増加をしたことから、一般会計からの繰入れを行わなかった。

しかし、収支不足分については、一部発生する余剰金を除き、市町村分担金で補てんしていることから、構成市町村の負担の軽減に向け、引き続き、国・府補助金を活用するなど努力されたい。さらには、圏域住民のセーフティネットとしての役割を果たすことは重要であり、住民の安全・安心を守る意味においても本診療所の存在意義は大きく、そのあり方も含め、医師会、薬剤師会、山城南保健所及び関係機関と連携した取り組みが必要である。

また、コロナ禍における本診療所の運営において、発熱患者に対する診療費の自己負担分の徴収方法が請求方式に変更された結果、未納者が生じ、その徴収については、一定の成果は上がっているものの、公平性の観点からも引き続き未収金の解消に努められるとともに、未収金の取扱いについては、近隣団体の例も参考としつつ、早い段階でその方針を協議されたい。

一方、振興事業では、平成30年度から令和4年度まで、「お茶の京都」を活用した広域観光事業として、お茶の京都DMOによる地域間連携の推進の実現に向け、「お茶の京都」広域観光事業推進交付金交付要綱に基づき、基金の運用益を有効に活用し、構成市町村に対しそれぞれ300万円を交付されている。

そして、令和4年度でふるさと市町村圏振興事業が廃止となったものの、今後も圏域の枠組みを堅持しながら、本組合規約に定められた共同処理事務に努め、圏域が一体となって各種事業に取り組まれることを望むものである。

別表1

一般会計歳入決算額対前年度比較表

(単位:円、%)

区分		<u> </u>	令和4年	度	令和3年	度	増 減 額	増減率		
<u> </u>	<u> </u>	ン	J	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	垣 帆 領	归似午	
分担	金及	び負担	担金	231, 130, 864	90. 3	225, 450, 500	86. 9	5, 680, 364	2. 5	
使用	料及	び手	数料	16, 805, 310	6.6	17, 225, 060	6.6	△ 419, 750	△ 2.4	
府	支	出	金	3, 402, 000	1.3	3, 303, 000	1.3	99, 000	3. 0	
繰	走	戉	金	4, 606, 561	1.8	13, 574, 936	5. 2	△ 8, 968, 375	△ 66.1	
諸	Ц	Z	入	2, 300	0.0	25, 163	0.0	△ 22,863	△ 90.9	
歳	入	合	計	255, 947, 035	100.0	259, 578, 659	100.0	△ 3, 631, 624	△ 1.4	

別表 2

一般会計歲出決算額対前年度比較表

(単位:円、%)

	区分		令和4年	度	令和3年	度	増減額	増減率	
ļ.	<u> </u>)J	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	1 例 假	上日/吹牛	
議	会	費	399, 273	0. 1	391, 254	0.2	8, 019	2. 0	
総	務	費	36, 768, 567	14. 7	36, 942, 359	14. 5	△ 173, 792	△ 0.5	
衛	生	費	200, 344, 953	80.0	204, 306, 386	80. 1	△ 3, 961, 433	△ 1.9	
商	エ	費	12, 985, 497	5. 2	13, 332, 099	5. 2	△ 346, 602	△ 2.6	
歳	出	合 計	250, 498, 290	100.0	254, 972, 098	100.0	△ 4, 473, 808	△ 1.8	

別表3

特別会計歳入決算額対前年度比較表

(単位:円、%)

	区分		令和4年	度	令和3年	度	増減額	増減率		
		<i>7</i> ,	Ī	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	垣 飯 領	1919八十	
財	産	収	入	172, 691	0.0	1, 632, 010	5. 1	△ 1, 459, 319	△ 89.4	
休日	応急記	参療所 い	仅入	39, 900, 453	5. 3	24, 615, 019	76. 3	15, 285, 434	62. 1	
国	庫っ	支 出	金	429, 000	0. 1	788, 000	2.4	△ 359,000	△ 45.6	
府	支	出	金	4, 800, 000	0.6	1, 000, 000	3. 1	3, 800, 000	380. 0	
		市町村 金 繰		704, 563, 000	93. 4	3, 748, 000	11.6	700, 815, 000	18, 698. 4	
繰	走	或	金	4, 718, 105	0.6	475, 447	1.5	4, 242, 658	892. 4	
諸	Ц	又	入	4, 208	0.0	22	0.0	4, 186	19, 027. 3	
歳	入	合	計	754, 587, 457	100.0	32, 258, 498	100.0	722, 328, 959	2, 239. 2	

別表4

特別会計歳出決算額対前年度比較表

(単位:円、%)

	区分		令和4年度		令和3年	度	増 減 額	増減率	
	<u> </u>	カ	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	垣 飯 領	垣侧平	
振	興	費	704, 730, 056	96. 1	5, 373, 800	19. 5	699, 356, 256	13, 014. 2	
休日	応急	診療費	28, 598, 224	3. 9	22, 166, 593	80. 5	6, 431, 631	29. 0	
歳	出	合 計	733, 328, 280	100.0	27, 540, 393	100.0	705, 787, 887	2, 562. 7	

